

The Legal Status of the Subjects of Religion and Ethics in the Federal Republic of Germany : Focusing on the Case of Berlin

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: HAMATANI, Kana メールアドレス: 所属:
URL	https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/3882

BY-NC-ND

ドイツ連邦共和国における倫理科と宗教科の法的地位の関係をめぐる動向—ベルリンを事例にして—

児童学部 児童学科 濱谷 佳奈

要旨：本研究は、ドイツ連邦共和国のベルリンを事例として、2006年に同市州において必修教科としての倫理科が設置されるに至った歴史的経緯および倫理科と宗教科との法的地位の関係を検討するものである。この検討を通して、ドイツの道德教育制度改革に見られる一つの方向性と特質とを明らかにすることを目的とする。

ベルリンでは、倫理科と宗教科とを連携させるモデルとして、選択必修教科の教科群としての両教科の設置がプロテスタントおよびカトリックの両教会を中心に目指されたものの、結果としては倫理科のみを必修教科とするモデルに決着した。倫理科と宗教科の法的地位をめぐる議論にみられる特徴として、①宗教科を選択必修とすべき立場からは、価値に中立的な倫理科が宗教科より優先されてはならない理由として、児童・生徒が共通の価値について議論する前に、まずは自分自身の世界観について学ぶ必要性を重視していた点、②倫理科必修を擁護する立場においても、法的地位や政治的対立を超えて、倫理科と宗教科とが連携し合う姿が具体的に提示されていた点が明らかとなった。

キーワード：ドイツ、道德教育、宗教教育、倫理科、ベルリン

1. はじめに—問題の所在—

本稿は、ドイツ連邦共和国（以下、ドイツと表記）のベルリン市（州と同格、以下、ベルリンと表記）を事例として、2006年に同州において必修教科としての倫理科が設置されるに至った歴史的経緯および倫理科と宗教科の法的地位の関係を検討するものである。この検討を通して、ドイツの道德教育制度改革に見られる一つの方向性と特質とを明らかにすることを目的とする。

第二次世界大戦後、1949年5月23日に制定されたドイツ連邦共和国基本法（以下、基本法と表記）は、前文に「神と人間に対する責任の自覚」を謳い、第7条3項に「宗教科は非宗派学校を除き、公立学校における正規の教科」（1文）であると定めた。この規定に基づき、学校での道德教育の役割はおもに宗教科が担ってきたが、各州においてその制度の改革が進んでいる。つまり、ドイツの道德教育制度は、宗教科による宗教的道德教育と、倫理科による非宗教的道德教育とを合わせた、2面的なシステムを擁するに至っている。

戦後ドイツにおいて宗教科が必修とされた背景について、對馬達雄（2006, 228f.）は、占領期の教育体制

全般の包括的改編について積極的であったアメリカ占領地域において、戦時下ですでに準備され「アメリカ化」とは次元を異にした、キリスト教的基礎に基づく教育計画を堅持しようとしたカトリックおよびプロテスタントの両教会が、対独教育使節団の占領政策に対する強力な反対勢力として役割を果たしたことを明らかにしている。

一方、遠藤孝夫（2011, 24ff）は、ドイツの憲法史上、こうした憲法における「神」への言及は、直近のヴァイマル憲法（1919年）も含めて類例がないことを指摘した。具体的には、基本法に先立つ戦後の諸州憲法の制定過程および内容を検証し、ヴァイマル憲法の規定には見られない、学校教育とキリスト教との強固な結合に関する踏み込んだ規定が盛り込まれていたことを解明している（*ibd.*）。このことはすなわち、諸州憲法の制定者の意識のなかで、「ナチズム後の学校教育（人間形成）の再建にあたっては、キリスト教がきわめて重要な位置と役割を果たすべきものとして価値づけられていたことを示す」のである（*ibd.*, 25）。こうした見地から、遠藤は、諸州憲法の集大成としての基本法第7条は、文言上はヴァイマル憲法の当該条項をほぼ踏襲しているものの、その意味内容に

は、過酷なナチズム体験を潜り抜けたドイツ人たちの手で「復権」された、キリスト教倫理という理念が力強く流れ込んでいたと捉えている（遠藤 2009, 14）¹。

こうして、基本法の第7条3項に定められた宗教科は、通常、キリスト教のカトリックとプロテスタントに分かれて教授されてきた。ところが、旧西ドイツでは、宗教科に参加しない生徒が増加した1970年代から、宗教科を代替する倫理科の設置が広がった（福田 1998, 163f.）。一方、旧東ドイツでは、1989年の東西ドイツ統一を契機として、各州が宗教科とともに倫理科を導入した（大野 2001, 62f.）。保護者がわが子の宗教科への出席を決定する権利を基本法が規定しており、その出席を拒否することも認められているという背景がある。

ドイツ司教協議会（Die Deutsche Bischofskonferenz）が各宗教団体および連邦移民局による統計を基に2011/12年度に公表した統計資料によれば、ドイツ全土におけるカトリックは2460万人、プロテスタントは2390万人であり、その他のキリスト教諸教会を含めると、キリスト教人口はドイツ全人口の61%を占めているほか、ユダヤ教が約10万3千人、ムスリムが約400万人などである。一方、ドイツの首都であるベルリンでは2011年現在、全人口329万2千400人のうち外国人は37万2千300人であり、その人口比率が11.3%にも達している²。また、ベルリンでは250もの宗教団体・世界観団体が活動しており、プロテスタント教会に67万2千人、カトリック教会に31万7千人が所属しているほか、キリスト者共同体に9万人、ムスリムが21万人、ユダヤ教が1万2千200人、正教会が約1千人、仏教が6千500人、というように、多様な宗教を信仰する人々によって社会が構成されている³。したがって、宗教的多元化に対応する教育のあり方が模索されていると考えられ、そうした意味で、現代ドイツの道德教育改革においても、先駆的な取り組みが試みられていると捉えられる。

ドイツには連邦制の伝統があり、16ある各州が学校に関する立法および行政の権限を有している（アベナリウス、結城 2004, 8f.）。たとえば、初等教育段階の基礎学校（Grundschule）の修業年限は4年であるが、ベルリンとブランデンブルク州は6年制である。

ベルリンの宗教科については、戸田（2002）、齋藤（2002）、奥野（2007）らの先行研究がある。戸田（2002）は、イスラームを信仰する外国人の定住がドイツの現状に根本的な変化をもたらしていることを、ベルリンのイスラームに焦点を当てて分析している。

また齋藤（2002）は、ベルリン上級行政裁判所が、イスラーム連盟を「宗教団体」として認めたことは画期的なことであると評価した上で、イスラームと「宗教団体」の意義やイスラームと基本法の問題などが、理論として十分に旧西ドイツモデルにも応用可能であると指摘している。続いて、奥野（2007）の研究は、ベルリンと他の旧東ドイツ諸州とを比較し、ベルリンの宗教教育をめぐる事情および学校法上の扱いが特異なものであると指摘している。これらの研究は、いずれもベルリンにおいて倫理科が必修教科として導入される以前の研究である。この点、高谷（2009）は、ベルリンに必修教科として倫理科が導入された動きを捉え、その社会的・政治的背景、および倫理科の内容を紹介している。ドイツにおける道德教育改革の特徴を捉えることが高谷の関心であり、本稿の課題意識と共通するが、倫理科導入の経緯など側面の詳細までは論じていない。

一方、ポツダム大学のリヒター（教会法）は、宗教、倫理、世界観に関わる教育の新たなモデルとしてベルリンの「教科群モデル」（Fächergruppe）に注目し、教会と宗教・世界観団体、子どもと教育権者（保護者）、教師に関わる法的問題から論じた上で、それらの法的問題は解決可能なものと主張する（2001, 313）。リヒターによれば、世俗化の進行とは、宗教が必要でなくなったことを意味するのではなく、その反対であり、ベルリンの学校における宗教科の法的地位は、倫理的、宗教的教育の重要性を正当に評価していないものである（2001, 295）。

以下では、まず、ベルリンにおける宗教科の法的地位を確認し、次いで必修教科としての倫理科が設置されるに至った経緯を明らかにする。その上で、倫理科と宗教科の法的地位がどのように関係しているのか、若干の考察を試みる。

2. ベルリンにおける宗教科の法的地位

ベルリンでは他の旧西ドイツ諸州と異なり、基本法に基づかない独自の宗教教育が行われてきた。これは、基本法第141条が、「基本法第7条3項1文は、1949年1月1日の時点で州法による規律が存在していた州においては、適用されない」と規定しているが、ベルリンもこの例外規定の適用を受けるとされたからであった（初典 1999）。すなわち、表1に見る通り、1948年6月26日に制定されたベルリン学校法において、「宗教科は教会と宗教・世界観団体の事項である」と定められ、宗教科は自由意志に基づく参加形態で行われる

表1 ベルリンにおける必修教科としての倫理科設置に至る経緯

年	事項	
1948	6月26日、ベルリン州当局による新学校法の決議（宗教科は教会によって行われる）。ドイツ連邦共和国基本法の発布。 （第7条3項：宗教科は正規の教科である。第141条：いわゆる「プレーメン条項」）	
1949	ドイツ民主共和国（DDR）憲法の発布。 （第40条及び44条：宗教科は教会の責任に基づく）	
年	旧西ベルリン	旧東ベルリン
1952		「キリスト教の教え」（Christenlehre）のレーアプランの第一案の立案。
1954		DDRにおいて成年式が導入（第一回の1955年はすべての少年少女のうち約14%が出席したが、1983年には98%の少年少女が出席した）。
1956		「フェヒナー条例」：東ベルリンでは宗教科は8年制基礎学校において通常授業が終了後2時間の休憩をはさんで教授することのみ許される。
1959		12月2日、「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的発展に関する法律」公布（教育と人間形成は「国家専有の事柄である」）。
1968		4月6日、ドイツ民主共和国憲法全面改正（宗教科についての規定はもはや見られない）。
1969		ドイツ民主共和国プロテスタント教会連盟創立。 「キリスト教の教え」の改革教育学に基づくレーアプランの第一案公表。
1970	7月2日、「ベルリン＝ブランデンブルクプロテスタント教会の（西）ベルリンにおけるプロテスタント役員会代表とベルリン州政府との間で締結された、共通の諸問題に関する規定に関わる協議についての議定書」の作成。政教条約の代替となる。	
1972		11月7日、SED（社会主義統一党）中央委員会が、作業班、グループないし類似の共同体として組織された市民の生活においてマルクス＝レーニン主義の世界観の無神論的特性を発揮させることを決議。
1974	1974年と1977年の間に（西）ベルリンが宗教科の実施に関わるギムナジウム上級段階と進路制度を改革。	
1982	プロテスタント教会同盟が東西ドイツ領域において同時に「教育についての教会の指針」を公表。 ドイツ自由思想家同盟（1993年ドイツ人道主義同盟に改称）ないしそのベルリン州同盟が、「ランデスクンデ」を（西）ベルリンの学校に提供する許可を得る。	プロテスタント教会同盟が東西ドイツ領域において同時に「教育についての教会の指針」を公表。
1983	宗教のための施設登録組合のトルコ＝イスラーム同盟（DITB）が、ベルリンの学校にイスラーム宗教学授業を提供。トルコ語の母語授業の枠組みにおいて実施。	
1988	11月28日、プロテスタント教会が6つのテーゼのなかで初めて公に選択領域において宗教科と倫理科を要求。	
年	旧東西ドイツ統一後のベルリン（1989年以降）	
1991	12月6日、（東）ベルリン領域における1970年の「議定書」（1990年最終補正）の延長。ブランデンブルク州において「生活形成、倫理、宗教」（LER）のモデル試行の試みが決議される。	
1992	LERのモデル試行開始。	

1994	EKD が覚え書き「アイデンティティと協調」を公表。 ベルリン・ブランデンブルクプロテスタント教会 (BkiBB) とベルリン州との間で政教条約に関する交渉の開始 (1999 年 6 月に不成功に終わる)。 1994 年/95 年度の新学期より、第 7 学年から 10 学年の生徒のための宗教・世界観科 (Religions- und Weltanschauungsunterricht) の選択科目として、「倫理・哲学科」(Unterricht in Ethik/Philosophie) の学校での試行が開始。EkiBB が基本方針文書「教会の教育の使命と公教育制度における共同責任」を公表、「宗教、倫理、哲学」の教科群を選択必修領域として要求。
1996	ブランデンブルク州が「生活形成、倫理、宗教学」科 (LER) を導入。同時にこの教科に対する違憲訴訟が提起される。
1998	11 月 4 日、ベルリン上級行政裁判所が「イスラーム連盟」をベルリン学校法の規定する宗教団体として認める。これに伴って、イスラームの宗教科を公立学校で実施することが可能となる。
2000	5 月、「選択必修教科としての宗教科に反対するベルリンの活動同盟」設立。
2001	12 月 11 日、連邦憲法裁判所が LER に関する和解案を提示 (この案が受諾されたことにより訴訟は 2002 年 10 月 31 日に結審した)。ブランデンブルク州学校法の改正 (「宗教科」に出席する場合、LER への出席を拒否することが可能となる)。
2002	ベルリンの学校における初のイスラームの宗教科の実施。 11 月、EkiB が文書「プロテスタントの宗教科の基本原則」を公表。
2004	1 月 26 日、ベルリン市州政府が新学校法を決議。
2005	2 月 7 日、クルド系ドイツ人のハトウン・シュリュキユがいわゆる「名誉の殺人」によって殺害される。 2005 年 4 月 9 日、プロテスタントとカトリックの両教会が、ユダヤ教団体と共に教科群モデルを要求する呼び掛けを行ったところ、教会、政治、経済、公共生活に携わる多くの人々が連帯しただけでなく、一般市民にも拡大。2005 年 6 月 2 日、両協会とユダヤ教団体は、州政府に「拒否することのできる権利を保障しない価値教育教科を必修とすることに反対する」1 万人の署名を提出。
2006	2 月 20 日、「ベルリン市州とベルリン＝ブランデンブルク＝シュレージエ・オーバーラウジッツプロテスタント教会との間の条約」締結。第 5 条は宗教教育に言及したが、「細目」は別途規定されなければならないと規定。 3 月 23 日、ベルリン市州政府は 2005 年 2 月の殺人事件とそれに対する社会の反応を考慮し学校法を改正、倫理科を第 7 学年から第 10 学年までの必修教科と規定。
2007	3 月 15 日、連邦憲法裁判所がベルリンの倫理科に反対する訴訟の申し立てを棄却。 3 月、ベルリンのクリストフ・レーマン弁護士が住民表決によってベルリン学校法を改正することを目指し、「親・宗教科団体」(Pro Reli e.V.) を設立。
2008	1 月、「親・宗教科団体」が州選挙管理委員長に 34000 人の署名を手渡し、これによって住民請願 (住民表決の準備段階) に必要な定足数を充足。 9 月 22 日、「親・宗教科団体」が「自由選択に！倫理科と宗教科との間で」を標語に住民請願を開始。
2009	1 月 9 日、「親・宗教科団体」が住民請願において成功を収める (265823 人の署名を集めた)。これによって住民表決が実施されることとなる。 3 月、「親・倫理科」(Pro Ethik) 運動グループの設立。 4 月 26 日、住民表決の実施。有権者の 29.2 パーセントが投票し、そのうち 51.4 パーセントの人が「反対」票を投じた。これをもってベルリン学校法を住民投票によって改正することは失敗に終わった。

出典) Gräb/Tieme (2011), *Religion oder Ethik? Die Auseinandersetzung um den Ethik und Religionsunterricht in Berlin*, V&R unipress, Göttingen, S. 252-255 より筆者作成。

とされていた。この規定は現在まで引き継がれており、2006/2007 年度に第 7 学年以上に倫理科が導入された後も、基本的には変更されていない。

一方、1949 年に発布されたドイツ民主共和国憲法は、宗教科は教会の責任に基づくと規定した。旧東ベルリンでは、1956 年にいわゆる「フェヒナー条例」(Fechner-Erlaß) が定められ、宗教科は 8 年制基礎学校において通常授業が終了後 2 時間の休憩をはさんで教授することのみ許されていた (Gräb & Tieme

2011, 35)。1968 年にドイツ民主共和国憲法が全面改正されてからは、宗教科についての規定はもはや見られず、1972 年には SED (社会主義統一党) 中央委員会が、市民の生活においてマルクス＝レーニン主義の世界観の無神論的特性を発揮させることを決議するに至っている (表 1 参照)。

東西ドイツ統一後のベルリンでは、1991 年 12 月 6 日に、1970 年に旧西ベルリンにおいて締結された宗教教育に関する議定書を、旧東ベルリンにおいても補

正した上で延長するという措置が取られた。その議定書とは、「ベルリン＝ブランデンブルクプロテスタント教会の（西）ベルリンにおけるプロテスタント役員会代表とベルリン州政府との間で締結された、共通の問題に関する規定に関わる議定書」（1970年7月2日）であり、教会と政府とが直接取り交わすいわゆる「政教条約」の替わりの役割を果たしていたものである（Grüb & Tieme 2011, 32f）。すなわち、宗教科の教員の俸給について、ベルリン州政府が75%を支出するというものであり、この割合は1986年に90%に引き上げられた。現在も、財政的にベルリン州政府が宗教科に関する人的費用の90%を支出している。また、1970年の議定書には、職業学校（Berufsschule）においても宗教科を教授することができる旨が盛り込まれている（Grüb & Tieme 2011, 33）。1974年から1977年にかけて、西ベルリンではギムナジウム上級段階と進路制度の改革が行われ、宗教科はもはや受講届が必須とされる教科ではなくなったために、受講者が激減したとされる。具体的には、宗教科を、1950年代にすべての生徒の81%が受講していたが（プロテスタントとカトリックの95%の生徒）、1970年代半ばには59%、その10年後には47%に減っている（ebd.）。

表2 ベルリンにおける宗教科・倫理科・哲学科の設置学年（2013年現在）

						哲学科						
						倫理科						
宗教科						宗教科						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
学年段階												

出典) Senatsverwaltung für Bildung, Wissenschaft und Forschung (2009) より筆者作成。

ベルリンにおける2013年現在における宗教科、倫理科、哲学科の設置学年は、表2に示したとおりである。初等教育段階の基礎学校第1学年から第6学年までは宗教科のみ、前期中等教育段階の第7学年から第10学年には倫理科と宗教科、第11学年から第13学年には哲学科が設置されている。

ここで、2004年の新学校法を引き継ぐ現行の学校法（2010年）第13条1項の規定を確認してみよう。

宗教科および世界観の授業は宗教団体と世界観団体の事項である。宗教科の担い手については、法に対する忠実性および永続性のあることを保証し、その試みや活動が宗教的な信条の包括的な育成を行い、こうした信条をもつことを構成員が義

務とし、それによって結び付けられている場合のみ、考慮される。

この条項では、宗教科の担い手となる宗教団体についての規定が詳細に定められているが、そこには、2000年2月23日に連邦行政裁判所によって下された判決が影響している。つまり、イスラーム連盟の求める宗教科を開設するか否かが、ベルリン行政裁判所およびベルリン上級裁判所で争われ、ベルリン上級裁判所はイスラーム連盟に宗教団体としての要件を認める判決を下した（斎藤2002, 175ff）。この判決を不服とした州政府側が連邦行政裁判所に上訴したが、連邦行政裁判所はベルリン上級行政裁判所の判決を支持し、審理を差し戻す判断を下した⁴。以後、同州ではイスラームの宗教科も他の宗教科と同様に開設されることとなったが、2004年の新学校法には、いかなる団体を宗教団体と認めるかについて、それまでの旧学校法（1980年8月20日発効）第23条および第24条が定めた「ベルリンの学校における宗教科の教授および編成に関する規定」には見られなかった規定が初めて加えられたわけである。

こうして、2008/2009年度において、自由意志に基づく宗教科・世界観科を提供しているのは、プロテスタント教会、カトリック教会、ベルリン・ユダヤ教団体、ヒューマニスト連盟の他、ベルリン・イスラーム連盟、アナトリア・アレヴィー派文化センター、ベルリン・仏教団体、キリスト者共同体の8団体である（表3を参照）。これらの8団体による宗教科および世

表3 ベルリンにおける宗教科・世界観科に出席した児童・生徒数（人）

	2006/2007年度	2009/2010年度
プロテスタント教会	90,550	85,756
カトリック教会	25,232	25,696
ベルリン・ユダヤ教団体	800	862
ドイツ・ギリシャ正教	-	-
ヒューマニスト連盟	42,585	48,844
イスラーム連盟	4,320	4,922
アナトリア・アレヴィー派文化センター	190	143
ベルリン・仏教団体	48	40
キリスト者共同体	-	347
合計	163,725	166,610
全児童・生徒数(職業学校を除く)	334,879	320,870

出典) Der Beauftragte für Kirchen, Religions- und Weltanschauungs-gemeinschaften: *Schülerzahlen des Religions- und Weltanschauungsunterricht in Berlin 2006-2010* より筆者作成。

界観科に、2006/2007年度には163,725人の生徒が出席しており、これは全児童・生徒数の48.9%に相当する。2009/2010年度にはその数が166,610人へと拡大し、全児童・生徒数の約51.9%と、半数を超えている⁵。学年段階別に見てみると、初等教育段階の基礎学校第1学年から第4学年までの出席率は78.0%、第5・6学年は67.7%、前期中等教育段階の第7学年から第10学年までは26.3%、後期中等教育段階の第11学年から第13学年までは12.9%であり、初等教育段階の方が高く、学年段階を経るごとに減っていることが窺える⁶。とりわけ前期中等教育段階へ進学する際に減少しているが、これは、後述するように、前期中等教育段階において倫理科が導入されたことが強く影響していると捉えられる。

以上見てきたように、宗教科は自由参加の教科であり、正規の教科ではない。このため、他州が通常宗教科の代替教科として導入してきた倫理科については、ベルリンでは「哲学科」を後期中等教育段階において「自由選択教科」として設置するのみであった。ところが、このベルリンにおいて2006年に学校法が改正され、倫理科が逆に必修教科として規定されたのである。以下、その経緯について検討する。

3. ベルリンにおける必修教科としての倫理科導入の経緯

2006年3月23日に改定されたベルリン学校法(2006年8月1日施行)第12条6項は、「倫理科は公立学校の第7学年から第10学年までのすべての生徒にとって正規の教科である」と規定した。この倫理科は、2006/2007年度より「正規の教科」、すなわち必修教科であり、前期中等教育段階の生徒全員に対し、4年間にわたって、週2時間教授されている。一方宗教科は、この必修教科である倫理科に加えて、自由に受講することができるという法的地位にある。すなわち、前期中等教育段階においては、初等教育段階に引き続き宗教科を受講していても、倫理科には必ず出席しなければならないというわけである。

このような法的地位が確定するまでの倫理科の開発は二つの段階に区分される(表1参照)。東西ドイツ統一を経て、選択教科として試行された1994/95年度からの第一段階と、必修教科として導入された2006/2007年度から現在までの第二段階である。

まず、第一の試行段階では、1994/95年度の新学期より、第7学年から第10学年の生徒のための宗教科と世界観科の「選択科目」として、「倫理・哲学科」

(Unterricht in Ethik/Philosophie)の学校での試行が開始された(Gräb & Tieme 2011, 44)。これに先立つ1988年に、プロテスタント教会が6つのテーマのなかで初めて公に選択領域としての宗教科と倫理科とを要求し、当局と協議を行っていたものの、具体的な決着までは見てはいなかった(Häusler 2007, 28)。そうしたなかで東西ドイツ統一を迎え、旧東ドイツ地域の学校にも1948年の学校法による宗教科を適用する必要が出てきた。旧東ドイツでは、1949年10月に公布された「ドイツ民主共和国憲法」第40条が、「宗教教授は宗教団体の仕事とする。この権利の行使は保証される」と規定していたが、学校で宗教教授が行われるわけではなく、宗教科に代わる「公民科」(Staatsbürgerkunde)によって、無神論的かつ唯物論的教育がなされていたのであって、旧西ドイツとはまったく事情を異にしていた(岩間1979, 289; ルーメル1966, 75f)。この無神論に特徴づけられた旧東ドイツ地域の学校において、新たに宗教科を導入するために、教会関係者は、特に統一直後の数年間は宗教科を担当する数多くの教員を送り出す必要があり、宗教科にはっきりとした輪郭をあたえることが急務とされていた(Häusler 2007, 29)。

一方で、旧東ドイツの隣州ブランデンブルク州が、1992年より独自の価値教育教科である「生活形成・倫理・宗教」(Lebensgestaltung-Ethik-Religion, 以下LERと略記)⁷の試行を開始し、そのあり方もベルリンの倫理・哲学科に関する論議に影響を与えることとなった(ebd., 29)。ベルリン=ブランデンブルクプロテスタント教会(EkiBB)は、1995年、基本方針文書「教会の教育の使命と公教育制度における共同責任」を公表し、その中で、ブランデンブルク州でのLERとベルリンでの「倫理・哲学科」の双方の試行に対して、「宗教科・倫理科・哲学科」をひとまとまりとした「教科群モデル」こそが、「選択必修領域」として求められると主張した(Gräb & Tieme 2011, 44)。1998年10月には、この「教科群」という考えとその意義について、プロテスタント教会がカトリック教会と協同で表明し、推進していく点を確認した(ebd., 45)。その意義とは、次のような多元性、信頼性、協力の3つの原理に基づいていた(Häusler 2007, 29)。

- 1) 相違を形成する：教科群は、同等に扱われる正規の諸教科の集合体である。それは選択必修領域として構想され、提供される際には地域的な差異を考慮する。

- 2) 様々な考え方を経験する：児童・生徒にとっては、「具体的な立場や生き生きとした信念」との出会いが、自らの信念を発展させ、人生にとってきわめて重要な道標を見つけるための決定的な基盤となる。
- 3) 真理について論議する：この3つ目の原理は教科群モデルに刷新をもたらす核である。教科間の協力を様々な展開するすべての教科が、多様な世界の見方や解釈を顧み、体系的に互いに関連づけながら議論するという目的を持つ。

こうした「教科群モデル」のコンセプトについて、リヒターは、共同体のあり方について、中立的であるが価値中立的でなく、多元的であるが結び付きを持たないわけではない、という出発点を見出すことができると指摘している（2001, 313）。

このように、両教会を中心として「教科群モデル」の意義とその法的地位の整備が主張されるなか、2005年2月7日、クルド系ドイツ人女性のハトゥン・シュリュキュが兄弟により殺害されるという事件が起こった⁸。このいわゆる「名誉の殺人」は、移民と統合に関する公の議論を広範囲にわたって引き起こした。とくに深刻に受け止められたのは、ベルリン・ノイケルン地区の学校において、児童・生徒がこの殺人を是認したことであった。学校において、共に共生していくための基本的価値をどのように伝達し修得させることができるのか、ベルリンにおいて広く議論されることになったわけである。

そうした議論のなかで社会民主党（SPD）がベルリン政府を主導し「価値教育教科」（Werteunterricht）の導入を計画する一方、2005年4月9日、プロテスタントとカトリックの両教会は、ユダヤ教団体と共に「教科群モデル」を要求する呼び掛けを公式に行った（Gräb & Tieme 2011, 49）。すると、教会、政治、経済、公共生活に携わる多くの人々が連帯しただけでなく、その連帯は一般市民にも大きく拡大した。2005年6月2日、両教会とユダヤ教団体は、州政府に「拒否することのできる権利を保障しない価値教育教科を必修とすることに反対する」1万人の署名を提出した。

しかし、このような活動を両教会が協力して行ったにもかかわらず、2006年3月23日、ベルリン政府は2005年2月の殺人事件とそれに対する社会的反応を考慮して学校法を改正し、倫理科を第7学年から第10学年までの必修教科と規定した。こうして倫理科が2006/2007年度より導入されることとなった。

次に、第二の段階、すなわち、2006/2007年度からの必修教科として倫理科が導入された以降の段階では、必修教科としての倫理科に対抗する勢力によって、以下のような行動が繰り返された。

まず、2006年3月の学校法改正に先立つ2月20日、「ベルリンとベルリン＝ブランデンブルク＝シュレージシェ・オーバーラウジッツプロテスタント教会との間の条約」が締結された。その第5条は、プロテスタントの宗教科がベルリンの学校のすべての教育段階および学年段階においてその構成要素であり、州が宗教科の提供を保証することを定めたものである。

翌年2007年3月には、ベルリンのクリストフ・レーマン弁護士が住民投票によってベルリン学校法を改正することを目指し、「親・宗教科団体」（Pro Reli e.V.）を設立した。翌年の2008年1月、「親・宗教科団体」が州選挙管理委員長に34,000人の署名を手渡し、これによって住民請願（住民投票の準備段階）に必要な定足数を充足した。同年9月22日、「親・宗教科団体」が「自由選択に！倫理科と宗教科との間で」を標語に住民請願を開始した。2009年1月9日には、「親・宗教科」が住民請願において成功を収めたことにより（265,823人の署名を集めた）、宗教科を倫理科との自由選択科目とするか否かについて、住民投票が実施される運びとなった。

住民投票は2009年4月26日に実施され、有権者の29.2パーセントが投票し、そのうち51.4パーセントの人が宗教科を倫理科と同様に必修化することに対して「反対」票を投じた。学校法改正に必要な割合に達していなかったため、これをもってベルリン学校法を住民投票によって改正することは失敗に終わった。倫理科必修に賛成する人々が歓喜する一方で、宗教科を支持する人々は、両教会と協力しながら今後もベルリンの学校における価値の伝達のあり方を改善し、宗教科が正規の教科となるよう引き続き目指していくとしている（Gräb & Tieme 2011, 54）。

4. むすび

以上見てきたように、ベルリンでは、倫理科と宗教科とを連携させるモデルとして、選択必修教科の教科群としての両教科の設置がカトリックとプロテスタントの両教会を中心に目指されたものの、結果としては倫理科のみを必修教科とするモデルに決着したことが明らかとなった。

ここで、倫理科と宗教科の法的地位をめぐる議論を改めて確認しておきたい。「親・宗教科団体」のレー

マン弁護士は、価値中立的な倫理科が宗教科より優先されてはならない理由として、児童・生徒たちが共通の価値について議論する前に、自分自身の世界観について学ぶ必要があると考えていた。その根拠として、自らの立場を知ってこそ、相手の異なった世界観に対して尊敬の念を持って対峙することができるからであると主張したのであった。別々の教科を並列に受講することにより生徒が分断されるという危惧については、これを逆に有意義なことと捉えていた (Grüb & Tieme 2011, 57)。こうした考えの表明は、両教会の「教科群モデル」構想とも重なるが、教会関係にとどまらず、広く一般市民を巻き込んで学校法改正を目指し、その意義を問うたことの意味は大きい。

これに対し、「親・倫理科団体」を支持する人々は、児童・生徒の文化的・宗教的多元性を鑑みると、学校の教育課題としては、相互理解、寛容、そして敬意を涵養することこそが優先されるべきと主張していた (ebd., 62f)。ただし、宗教科および世界観科との連携も重視し、例えば教会や宗教施設を遠足において訪れることで、代表的な宗教共同体の本当の姿に直接出会う機会が与えられると構想している点は (ebd., 63)、法的地位あるいは政治的対立を超えて、倫理科と宗教科とが連携し合う姿を具体的に提示しているといえる。

一方、基本法第 141 条の例外規定の適用範囲について検討した初典 (1999, 93) は、ブランデンブルク州の新教科 LER について法的に検討した結果、根本的な問題として、「基本法制定者が、宗教の問題についてのラントの文化高権を認めて、自由な法制度の形成を委ねながらも、他方で、連邦全体としての宗教のもつ重要性に鑑みて、基本法第 7 条に見られるような規定を置いたことの意味を、どう解するべきなのか」との問題をすでに指摘している。ベルリンでも、ヴァイマル憲法の当該条項をほぼ踏襲し、基本法制定後もドイツを復興するための要として位置づけられてきた宗派的な宗教科ではなく、基本法第 141 条の例外規定を根拠とし、倫理科を逆に必修科目として設置した。公立学校において個人の思想や信条の自由をどのように保障するのか。ベルリンの事例では、様々な立場にある市民の手によって、そのあり方と可能性が地道に探られつつあるように思われる。今後は、ベルリンの倫理科と宗教科の教育内容および授業実践にかかわる問題について検討していきたい。

[注]

1 遠藤氏によれば、基本法の審議過程では、それに

先立つ多くの州憲法の制定過程において、キリスト教民主同盟 (CDU) と社会民主党 (SPD) および自由民主党 (FDP) との間での基本的な認識の共有が成立していたことを前提に、公立学校における宗教科設置の是非に関する議論は展開されることはなかったという (2011, 32)。ただし、初典氏によれば、基本法の草案であったいわゆるヘレンキームゼー草案には、基本法第 7 条に相当する条項は含まれておらず、ボン議会の審議において、1948 年 11 月以降、宗教の授業に関する条項を基本法に盛り込むことが議論の対象となった (1999, 68)。すなわち、「同月 23 日の基本原則委員会の第 24 回会議において、それ以前から議論になっていた『親権と養育』にかかわる条項との関連で、CDU のズスターヘンの提案として、『親が自分の子どもに宗教の授業を受けさせない旨を告知する権利を害しない限りで、宗教の授業はすべての学校のカリキュラム上の授業科目である。宗教の授業は教会の諸原則に従って、その委託とその監督の下で行われる』旨の規定を置くべきことが提案された」(ebd.)。なお、ズスターヘンは、遠藤氏の研究によれば、ラインラント・プファルツ州憲法の制定過程での論議において、同州暫定政府の司法大臣として州憲法成立に尽力した人物である。

- 2 ベルリン州政府による統計資料 “Zahlen und Fakten”, <http://www.berlin.de/berlin-im-ueberblick/zahlenfakten/index.de.html> 参照 (閲覧：2013 年 9 月 1 日)。
- 3 ベルリン州政府による資料 “Der Beauftragte für Kirchen, Religions- und Weltanschauungsgemeinschaften”, <http://www.berlin.de/sen/kultur/bkrw/> 参照 (閲覧：2012 年 9 月 25 日)。
- 4 BverwGE 110, 326. なお、イスラーム連盟をめぐる一連のベルリンの係争については、戸田 (2002) に詳しい。戸田氏は、宗教教育を州が実施せずに宗教団体に委ねてきたために、かえって問題のある団体による宗教教育を許す結果となったと指摘している (ebd., 100)。
- 5 ベルリン州政府による統計資料 “Schülerzahlen des Religions- und Weltanschauungsunterricht in Berlin 2006–2010”, http://www.berlin.de/imperia/md/content/sen-kultur/bkrw/sch_lerzahlen_2006__2010.pdf?start&ts=1277826884&file=sch_lerzahlen_2006__2010.pdf

- 参照（閲覧：2013年9月1日）。
- 6 教育・青少年・学術に関するベルリン州行政庁による統計資料“Teilnahme”, <http://www.berlin.de/sen/bildung/unterricht/religion/index.html>
参照（閲覧：2013年9月1日）。
- 7 1992年から1995年までは「生活形成・倫理・宗教（Religion）」であり、1996年以降に「生活形成・倫理・宗教学（Religionskunde）」と変更された。
- 8 家族や同胞の名誉を守るという理由により弟が姉を殺害した事件。この「名誉の殺人」については、以下、Gräß & Tieme 2011, 48fを参照する。

〔引用・参考文献〕

- アベナリウス、ヘルマン著、結城忠監訳（2004）『ドイツの学校と教育法制』教育開発研究所。
- 岩間浩（1979）「学校における宗教教育」天野正治他編『現代教育問題史—西洋の試みとの対話を求めて—』明玄書房、pp. 280-302。
- 遠藤孝夫（2007）「ドイツ占領期ラインラント・プファルツ州憲法の制定と宗教教育の復権」『弘前大学教育学部紀要』第97号、pp. 87-97。
- 遠藤孝夫（2009）「戦後ドイツ社会の再建とキリスト教倫理の復権—ヴェルテンベルク・バーデン州憲法（1946年）を事例に—」『岩手大学教育学部付属教育実践総合センター研究紀要』第8号、pp. 1-16。
- 遠藤孝夫（2011）「州憲法・基本法にみるキリスト教の復権と『過去の克服』」對馬達雄編著『ドイツ過去の克服と人間形成』昭和堂、pp. 1-41。
- 大野亜由未（2001）『旧東ドイツ地域のカリキュラム改革』協同出版。
- 奥野保明（2007）「旧東独地域における宗教教育の現状と課題（下）」『麗澤大学紀要』第84巻、pp. 21-54。
- 斎藤一久（2002）「ドイツにおける多文化教育の一面—イスラム教をめぐる問題を中心として—」早稲田大学法学会『早稲田大学法学会誌』第52巻、pp. 147-193。
- 初宿正典（1999）「いわゆるブレーメン条項の適用範囲—統一ドイツにおける宗教教育の新展開—」京都大学法学会『法学論叢』第144巻第4・5号、pp. 66-95。
- 戸田典子（2002）「ドイツの宗教教育—ベルリンのイスラム」【短信：ドイツ】『外国の立法 211』pp. 98-103。
- 高谷亜由子（2009）「ドイツにおける道徳教育改革の動き」フォーラム：ドイツの教育第45回例会（於お茶の水女子大学、11月28日）発表レジュメ。
- 對馬達雄（2006）『ナチズム・抵抗運動・戦後教育—「過去の克服」の原風景』昭和堂。
- 福田弘（1998）「価値・道徳・宗教の教育」天野正治、結城忠、別府昭郎編著『ドイツの教育』東信堂。
- ルーメル、クラウス著、平野智美訳（1966）「ドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国における教育改革の動向（1945-1965）」教育哲学会編『教育哲学研究』第14号、pp. 56-88。
- Bock, Wolfgang（2001）: „Verfassungsrechtliche Probleme der Einführung islamischen Religionsunterrichts“, in: *Recht der Jugend und des Bildungswesens (RdJB)*, Opladen: Leske und Budrich, pp. 330-344.
- Gräß, Wilhelm; Tieme, Thomas（2011）, *Religion oder Ethik? Die Auseinandersetzung zum den Ethik- und Religionsunterricht in Berlin*, Göttingen: V&R unipress.
- Häusler, Ulrike（2007）: „Religion unterrichten in Berlin“, in: *Theo-Web. Zeitschrift für Religionspädagogik*, 6, H.1, pp. 25-49.
- Heckel, Martin（2002）: *Der Rechtsstatus des Religionsunterrichts im pluralistischen Verfassungssystem*, Tübingen: Mohr Siebeck.
- Mückl, Stefan（2005）: „Islamischer Religionsunterricht —zum Urteil des Bundes- verwaltungsgerichts vom 23. Februar 2005“, in: *Recht der Jugend und des Bildungswesens (RdJB)*, Opladen: Leske und Budrich, pp. 513-520.
- Poscher, Ralf（2006）: „Religions- oder Religionskundeunterricht? Eine Fallstudie zu einer verfassungsrechtlichen Dichotomie am Beispiel des Bremer Unterrichts in Biblischer Geschichte“, in: *Recht der Jugend und des Bildungswesens (RdJB)*, Opladen: Leske und Budrich, pp. 460-473.
- Richter, Martin（2001）: „Verfassungsrechtliche Fragen einer Fächergruppe religiöser, Philosophisch-ethischer und weltanschaulicher Bildung in der Berliner Schule“, in: *Recht der Jugend und des Bildungswesens (RdJB)*, Opladen: Leske und Budrich, pp. 295-314.

Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft Berlin (2012), *Ethik: Rahmenlehrplan für die Sekundarstufe 1: Jahrgangsstufe 7–10, Integrierte Sekundarschule, Gymnasium*.

Senatsverwaltung für Bildung, Wissenschaft und Forschung (2009), *Bildung für Berlin: Unterrichtsfach Ethik : Informationen zum Fach Ethik zusammengefasst in einem Flyer*.

Tillmanns, Reiner (1999): *Islamischer Religionsunterricht in Berlin: Anmerkungen zu einem langjährigen Rechtsstreit in: Recht der Jugend und des Bildungswesens (RdJB)*, Opladen: Leske und Budrich, pp. 471–480.

Willems, Joachim (2012): „Interreligiöses Lernen im Berliner Religions-, Weltanschauungs- und Ethikunterricht“, in: *Theo-Web. Zeitschrift für Religionspädagogik*, 11, H.2, pp. 51–80.

〔付記〕本研究は科学研究費補助金研究「現代ドイツ道徳教育改革における倫理科と宗教科との関係をめぐる実証的比較研究」(JSPS 科研費 25885106)による研究成果の一部です。

The Legal Status of the Subjects of Religion and Ethics in the Federal Republic of Germany: Focusing on the Case of Berlin

Faculty of Child Sciences, Department of Child Sciences
Kana HAMATANI

Abstract

The purpose of this paper is to review the legal status of the subjects of religion and ethics in the schools of Berlin in the Federal Republic of Germany. In Berlin, the subject of ethics was established as a compulsory subject in 2006, while the subject of religion has not been a compulsory subject since 1948.

Although it was proposed by Catholic and Protestant Churches to make both religion and ethics as selective subjects, it was not possible to implement this proposal.

The analysis focuses on the following two points.

- (1) The Pro-Religion groups' stance is that religion should be a compulsory elective subject, and that before discussing common values, students should develop their own world view first.
- (2) The Pro-Ethics groups' stance is that ethics should be a compulsory subject, while also having the view that ethics and religion should work together, regardless of the political opposition or legal status.

Keywords: The Federal Republic of Germany, Moral Education, Religious Education, Ethics, Berlin